

自治体の憲法となる自治基本条例を策定中です!!

本市では、まちづくりの基本ルールとなる自治基本条例を策定するため、昨年7月に「川口市自治基本条例策定委員会」を設置しました。さらに、5つの検討部会と運営調整部会（組織図参照）を設け、検討部会を中心に100回近くにもおよぶ会議を開催し、条例に盛り込む項目などの検討を行っています。

自治基本条例とは

自治基本条例とは、「自治体の憲法」ともいわれ、近年、さまざまな自治体で検討され、制定されています。

その内容は、地域が抱える課題によって幾分の違いは見られるものの、いずれも住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則を盛り込むとともに、市民・議会・行政の責務や役割を明確にするものです。

経過報告

●自治基本条例策定委員会

これまでに4回の会議が開催されました。4月10日に開催された会議では、19年度中の5つの検討部会の活動内容と、

それぞれが抽出した条例に盛り込みたい項目などが報告されました。そして、それらの項目を整理する「編集委員会」と広報やPI（パブリックインボルブメント※1）のあり方を検討する「広報・PIチーム」が新たに設置されました。

●運営調整部会
5つの検討部会の調整や全体の進行管理などを行うことを目的に設置され、これまでに3回の会議が開催されました。広報やPIのあり方、今後のスケジューリングなどについて、活発な議論が行われています。

●第1検討部会

本市の歴史的経緯から自治基本条例を検討、これまでに18回の会議が開催されました。前川

口市長や、さまざまな分野で活躍されているかたを招き、市のこれまでの“歩み”についての話を聞くとともに、市の近代史を研究し、条例に盛り込む項目を検討しています。

●第2検討部会

市民との“協働”の観点から自治基本条例を検討、これまでに18回の会議が開催されました。協働について研究し、議論を重ね、条例に盛り込む項目を検討しています。

●第3検討部会

行政経営の観点から自治基本条例を検討、これまでに17回の会議が開催されました。行政評価の重要性や情報公開など、経営の視点にたつて自治基本条例を研究しています。

また、条例制定後の見直しや改定のための組織などについても検討しています。

●第4検討部会

市民と条例の関わりから自治基本条例を検討、これまでに19回の会議が開催されました。まちづくりの主体は市民であることに視点を置き、「すべての市民が市政に参加すること」をコンセプトとして、本市独自の条例を検討しています。

●第5検討部会

市の統治（ガバナンス）から自治基本条例を検討、これまでに17回の会議が開催されました。監査制度、住民投票制度、情報公開、トップマネジメント、町

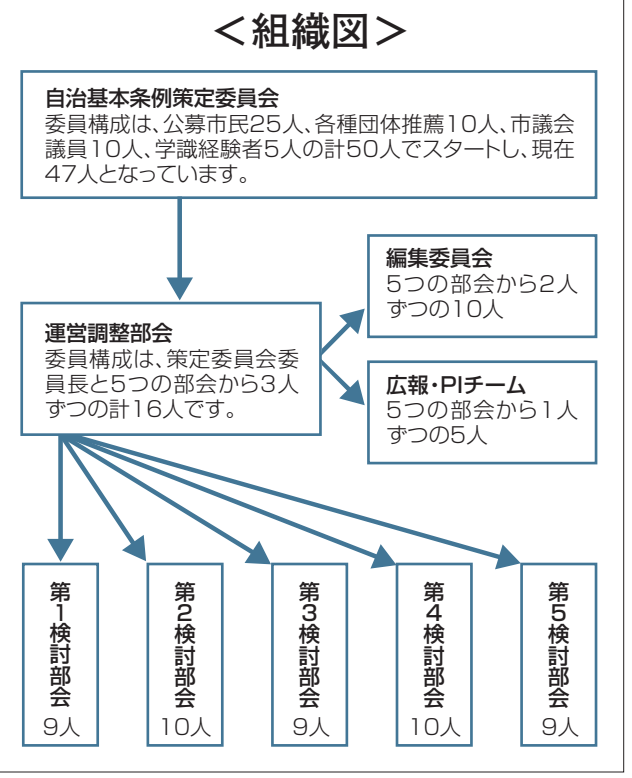


4月10日に開催された自治基本条例策定委員会

今後の取組み

今後、各部会の案をとりまとめて整理したものができたところで、市民のみなさんの意見を伺いたいと考えています。また、本年10月頃にはパブリックコメント（※2）を行い、平成21年3月には条例案を議会に提案する予定です。

※1 パブリックインボルブメント(PI)：計画などの策定段階から市民のみなさんの参画を求めること。
※2 プブリックコメント：計画案などを公開し市民のみなさんから意見を求めること。



策定委員会および検討部会などの会議は傍聴することができます。今後の開催日などについては、市のホームページで確認するか総合政策課に問い合わせください。